

農林水産委員会議録 第三号

(三一八)

衆第百九十七回国会

平成三十年十一月十四日(水曜日)

午前九時十一分開議

出席委員

委員長 武藤 容治君

理事 伊東 良孝君

理事 齋藤 健君

理事 細田 健一君

理事 近藤 和也君

理事 池田 道孝君

理事 稲田 朋美君

理事 上杉謙太郎君

理事 加藤 寛治君

理事 木原 稔君

理事 小寺 哲志君

理事 坂本 哲志君

理事 福山 守君

理事 藤原 崇君

理事 古田 圭一君

理事 山本 拓君

理事 神谷 裕君

理事 長谷川嘉一君

理事 金子 恵美君

理事 森 夏枝君

農林水產大臣

農林水產副大臣

農林水產大臣政務官

農林水產大臣

(政府参考人)
審議官(政府参考人)
農林水產省經營局長(政府参考人)
農林水產省農村振興局長(政府参考人)
農林水產省農村振興局長官(政府参考人)
農林水產省農村振興局長官

平成三十年十一月十四日(水曜日)

午前九時十一分開議

出席委員

委員長 武藤 容治君

理事 伊東 良孝君

理事 齋藤 健君

理事 細田 健一君

理事 近藤 和也君

理事 池田 道孝君

理事 稲田 朋美君

理事 上杉謙太郎君

理事 加藤 寛治君

理事 木原 稔君

理事 小寺 哲志君

理事 坂本 哲志君

理事 福山 守君

理事 藤原 崇君

理事 古田 圭一君

理事 山本 拓君

理事 神谷 裕君

理事 長谷川嘉一君

理事 金子 恵美君

理事 森 夏枝君

(政府参考人)
農林水產省農村振興局長官(政府参考人)
農林水產省農村振興局長官

農林水產関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お詫びいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林

水產省大臣官房総括審議官光吉一君、大臣官房總括審議官横山紳君、農村振興

局長室本隆司君、林野庁長官牧元幸司君、水產庁

長官長谷成人君、内閣官房内閣審議官大角亨君及

び外務省大臣官房参考官林禎二君の出席を求め、

説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○武藤委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。金子恵美君。

○金子(恵)委員 無所属の会の金子恵美でござい

ます。よろしくお願ひいたします。

ことし、我が国は、大阪北部地震、七月の豪

雨、台風二十一号、そして北海道胆振東部地震

と、多くの災害に見舞われました。災害で亡くな

られた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災

された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

吉川大臣は、大臣就任直後から、大阪府、和歌

山県、北海道、愛媛県、広島県、岡山県を訪問さ

れたということでございます。そして、被災の状

況を御自身の目で御確認をされまして、所信的發

言の中でも、農林水産業を生業として取り戻して

いただくために万全の対策をとらなくてはならな

いと痛感しましたとおっしゃっています。

そこで、改めて被災地の農林水産業の再生につ

いての御決意をお伺いしたいと思います。

○吉川國務大臣 ことしは、ただいま金子委員か

らもお話をございましたように、大変大きな地震

や災害が続きました。大阪北部地震、平成三十年七月の豪雨、台風二十一号、そして北海道胆振東部地震、さらには台風二十四号などあります。

このように全国各地で災害が発生をして、農林水產関係に甚大な被害を及ぼしております。

私は、今お話をいただきましたように、速

やかに被災地を訪問させていただきまして、被災

自治体や生産者の方々との率直な意見交換を行つ

てまいりました。その際、強く感じましたこと

は、迅速な対応が極めて大切であるということ、

そしてまた来年の営農に向けてしっかりと支

援対策が必要だということを感じたところでもございます。

このような状況を踏まえまして、農林水產省と

いたしましては、それぞれの災害に応じまして、

災害復旧事業による農地、農林水產共同施設、森

林關係、漁港施設等の早期復旧、さらには、農業

用ハウス、機械等の再建や修繕の支援などのきめ

細かい支援対策ができる限り早期に決定をいたし

まして、農業者の経営再建に全力を挙げていると

ころでもございます。

また、減災、防災、国土強靭化のための緊急対

策は、電力喪失等を原因とする致命的な機能障害

を回避したり、自然災害時に人命を守るために機

能を確保する必要がありまして、重要インフラを

対象に点検を行いまして、その結果などを踏まえ

て、三年間で集中的に実施するものであります。

農林水產省といたしましても、この緊急対策を

しっかりと進めていくことが最も大切であらうか

と存じております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

しつかり進めていただきたいと存じます。

今回の補正予算で、災害対応の予算は総額九百七

十四億円、公共事業、公共の方は九百二十二億

円、非公共五十二億円が計上されているというこ

ピック競技大会におきまして、福島県を始めとする被災地の花卉を活用するということは、これは復興の進展をあらわすシンボルとなると私も考えております。この件につきまして、花卉の生産、流通、販売、フラワー・デザイン等に関係する主要九団体が大同団結をしていただきまして、昨年五月に日本花き振興協議会を結成していただきました。東京大会における国産花卉の活用について、具体的な検討を行つておられるところでもござります。

私も農林水産省といたしましては、ビクトリーブーケを始めとして、競技会場など、東京大会のさまざまな場面において、被災地の花を含めて、国産花卉が使用されるよう、東京オリパラの組織委員会にも働きかけてきたところでもござります。

また、さらに引き続き、業界の皆さんとも連携をして、実現ができますように働きかけてまいりたいと存じております。

金子委員の御地元は、この東京オリパラで、たしか野球、ソフトが開催されます。そいつた関係方面にもまた一緒に働きかけをしていただけますと力強いな、こう思つておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、TPPの発効や、そして日・EU・EPの国会審議が控えていたり、あるいは、来年一月には米国とのTAGの交渉が始まるというような時期なんですねけれども、きのうの日米共同記者会見が安倍総理そしてペンス米国副大統領と行われたということで、FTAと言つたか言わないかという話が、きょうのこの委員会の前の理事会でも協議がされたところもあります。農業者の方々は大変不安だと思うんです。きょうの日本新聞にも、言つたのか言わないのか、どうなんだ本当に混乱しているというお話をこの記事とないかという話が、きょうのこの委員会の前の理事会でも協議がされたところもあります。農業

いますか、そういうものをしっかりと示していかなくてはいけないというふうに思つていてます。

それで、ちょっと一つ質問を飛ばさせていただきますが、そういう姿勢を示さないと、本当に農業者の方々の理解を得ることができないという状況になつてゐる中で、ちょうど十月二十四日の日本農業新聞、日農新聞の紙面でなんですけれども、モニター調査の結果といふものが出てゐるんです。それが、安倍内閣の農業政策を評価しますかという問い合わせでは、「全く評価しない」三・七%、「どちらかといえは評価しない」三・九%、「どちらかといえは評価しない」と答えた方は七三・四%にもなるということがわかつてゐるわけなんです。前回、四月のモニター調査においても同じような数字なんですが、そこから比較しても、やはり、全く評価しないという方は三・九%増ということがなつていてます。

このような数字をどのようにお考えになられるんでしようか。

規制改革推進会議などの諮問会議の発言力が強く、官邸主導の農政改革について、その政策決定のプロセスを、「生産現場の実態と乖離しておらず、農家の声を十分に反映していないため評価できない」と調査の中で答えた方々は八一・五%にも上るんです。

いろいろな交渉事の中で、農業というものがなにがしろにされているのではないか。そして、全く農業を知らない方々の協議の中で我が国の農業、農政が決められているのではないか。こういふ思いというのが現場から出ているのではないかと、農業を知らない方々の協議の中で我が国の農業、農政が決められているのではないか。こういふ思いがあるに思つてますけれども、大臣は、この調査をごらんになつて、どのようなお考えをお持ちでしようか、どのように受けとめていらっしゃいますか。

いますでしようか。

○吉川国務大臣 御指摘の報道は私も承知をいたしておりますするけれども、どのような方がモニターになつておられるかなど、具体的な調査方法を承知をしておりませんし、特定の報道機関が独自に行つた調査でありますので、コメントは差し控え

四

○大角政府参考人 TAGにつきましては、基本的に物品を対象とするものでございまして、これまで我が国が多數結んでまいりましたFTAとは異なりまして、包括的なFTAではございません。

我が國はこれまで、特定の国や……（田村貴委員「そんなことは聞いていないよ。聞いていない。質問を聞いていましたか」と呼ぶ）はい。もちろん、聞いております。物品貿易及びサービス貿易全般の自由化を目的とする協定という意味で、FTAという用語を用いてきております。

して、サービスを含みます他の重要な分野で早期に結果が生じるものにつきましても交渉するとして合意したものでござります。これまで我が国が多數結んできたFTAとは異なるものでございます。

交渉の具体的な結果を予見することは困難で、いかにもいますけれども、いずれにしても、交渉結果につきましては、我が国として、いかなる貿易協定もWTO協定と整合的である、こういう必要があると考えております。

らばいいんですけれども、何を先走つてお答えになつてゐるんでしょうか。制度上のことと聞いてゐるんですよ。国と国が貿易協定をするときに、ガット加盟国は、この二条の8(b)しかないじゃないかと。そうですよ。そこを聞いてゐるんですよ。それしかないんですね。

それで、このガット二十四条についての外務省の説明はどうなっているのか。ホームページを探しました。今もアップされているので紹介したいと思いますけれども、「日本のFTA戦略」というのが外務省に載っています。何と書かれているのか。「自由貿易協定（FTA）」物品の関税及びその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁等の撤廃を内容とするGATT第二十四条及びG

AT(S)（サービス貿易に関する一般協定）第五条
にて定義される協定」と、しつかり説明していく
じゃないですか。
ある国同士の貿易協定の例外を、ガットはこの
二十四条で定めているんですよ。その二十四条に
ついて、外務省はFTAだと言葉の説明で書いて
いるじゃないですか。日本政府が言っている、牛
ほど先回りしたお答えにあつたTAGというの
は、外務省が言うように、FTAにはかならない
のではありますか。ちゃんと答えてください。
答えられませんか。
○林政府参考人　お答えいたします。
先ほども申し上げましたとおり、そもそもFTA
については国際的に確立した定義があるわけ
はございませんけれども、委員御指摘のガット二
十四条の自由貿易地域について定められているも
のと整合的なものというふうに考えてございま
す。
そのガット二十四条への適合性と、それからそ
の協定をどう呼ぶかということについては、直接
的には関係がないものでございます。
○田村(貴)委員　いろいろいろいろ、その「まか
しが、農政モニターにもあらわれるよう」に、私な
んて後で指摘しますけれども、不信、そして不満と奴
りを買っている状況にあるわけですね。
日本政府が幾らごまかしをもつてしても、アメ
リカ側はどう言つていいのか。相次いでFTAと
発言しているじゃないですか。報道も相次いでい
ます。昨日来日したペンス副大統領は、その訪日
に向けてツイッターでこう述べています。FTA
A、自由貿易協定の交渉について安倍首相と協議
をすると。御自身がツイッターで、自国民、世界を
じゅうに向けて発信しているんです。
少なくともアメリカの認識はFTAではあります
せんか。大臣、そう思われませんか。アメリカ側
をする。御自身がツイッターで、自国民、世界を
たいと思っております。

いずれにいたしましても、日米間の交渉につきましては、九月の日米共同声明に従つて行うことと一致をしておると存じておりますし、この点に

○田村（貴）委員 大臣の今の御答弁を生産者の方
が聞いたら、やはり弱腰だなと思われるんじゃな
ども思ひであります。

いですか。どこまでアメリカの主張に日本は納得

吉川大臣、ここは物すごく大事なところです。
田村（貴）委員 貿易協定というのは、まず第一に、農産物への影響なんですよね。TPPだってEPAだってそ

そこで、吉川大臣に答えていただきたいというつですね。そこで、吉川大臣に答えていただきたいといふことですよね。首脳会談の合意事項の中で、日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束しもつたとては農林水産省が、この問題を解決するための具体的な方針を示すべきである。

か。
ことで、大臣の今後の交渉のカウンターパートとして、大蔵の今後の交渉のカウンターパートとなるパーセュー・アメリカ農務長官は何と発言しているか。四日、日本との農産品をめぐる通商交渉、ここで、日本がEUと結んだEPAやTPP、これについて、これらを上回る水準や関税引下げを求めて、述べているではありませんか。

外務省、一言で言つてください。尊重すると述べていますよ。尊重すると述べているにすぎないんです。その意味は重たい、文章に書かれたから重た

日欧EPAやTPPを上回る水準となれば、米、牛肉を始め農産物の輸入自由化、これは祭限

なく拡大されることになりますよね。日本の農林水産業は壊滅的な打撃を受ける、こういう流れに今あるんですよ。アメリカの農務長官がそういうふうに言明しているんですよ。

さて、農林水産省、安倍政権としてこれに対抗できるんでしょうか。大臣、しかとお答えいただ

きたいと思います。

は、日米の共同声明におきまして、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した内容が最

大限であるとの大前提について米国と合意をして
から思つておりミニ。

いたま御指摘をいただきましたパードエー農
いふと思つております

務長官等米国要人の発言に対しコメントをいたしましたことは差し控えたいと思います。日米共同

声明は、日米首脳間で文書により確認したものでありますので、私は非常こ重たハものと認識をハ

農林水産省といたしましては、この日米共同声明をしております。

ては関税撤廃率をどのように捉えていますか。今までされてきた説明でいいです、数字を出してお答えください。

○林政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、ガット二十四条8に規定する実質上の全ての貿易の要件を満たすかどうかの具体的な判断基準は確立してございます。

ただ、先ほど申し上げた量的基準、質的基準のうち、量的基準については、我が国としては貿易額の九〇%の関税撤廃を一つの目安としているところでございます。

○田村(貴)委員 とんでもない話ですね。日米で自由貿易地域をつくる、九割以上の米国産の产品が無関税で自由に入ってくる、ここに踏み出すということですよ。WTO、ガットの仕組みの中ではこれしかないです。こういう方向に今進んでいるのに、尊重している、信頼している、それでは責任ある立場とは言えませんよ。

TPPだってそういうことです。断固反対がTPP参加、そして主要五品目についても国会決議に違反して対象とし、FTAを避けるためとしてTPP11を進めて、結局はFTA交渉に入っています。これ、現実ですよ。これは生産者といつてはいる。これ、現実です。私は強い懸念を覚えるものであります。こうしたやり方はだめです。直ちに日米貿易協定は打ち切る、こういうことを求めたいと思います。

そこで、先ほど金子議員からも出されましたけれども、この輸入農産物の制限を拡大、大規模営農の推進化等に生産者は大変な怒りと不安を抱えています。

資料をお配りしています。十月二十四日付の日本農業新聞の一面に「農政評価しない七三%」裏面に農業に関するところの世論調査の結果が出されていますけれども、米の生産調整廃止にしても、農協改革にしても、日米貿易交渉入りにしても、所得増大政策についても、このモニターで

は、評価しないが多数の声であります。

その評価について、先ほど吉川大臣は、どうい

う人がモニターなのかといったところで、コメントは差し控えたいと言われたけれども、これは日

本農業新聞社に対してそういう答弁は失礼じやな

いかなと思いますよ。やはり歴史があつて、伝統があつてこういうモニターをされているわけですか

からね。謙虚に受けとめるというのが大臣の一番の使命じゃないですか。

同じ質問ですけれども、一番最後に私は注目しました。

たんですよ。問い合わせの二十、「安倍内閣では、規制改革推進会議などの諮問機関の発言力が強く、官邸主導で農政改革を進めています。いまの政策決定についてどう思いますか?」アンサー、この②です。

「生産現場の実態と乖離しており、農家の声を十分に反映していないため評価できない」

実際に八一・五%。質問も具体的ならば、回答も具體的。ですから、生産者の思いというのは非常にリアルなものがあるというふうに思います。

官邸農政、官邸主導という言葉がこの委員会でもたびたび取り上げられてきたわけであります。

こうしたやり方について、生産者は、現場と乖離している、私たちの声をもつと聞いてほしいと言っていることについて、大臣、もう一度お答えください。

生産者の声に謙虚に耳を傾けていくとお

しゃるならば、こうしたモニターや世論調査の結果は謙虚に受けとめるという一言でいいんじゃないでしょうか。世論調査が誰がお答えになつたか

わかりらないと言つてしまつたら、これは民主主義も深まりませんよ。

生産者の声に真摯に耳を傾けない官邸サイドから、また新たな提案が出てまいりました。漁業法の大改悪であります。

最初に、苦言を呈しておきたいと思います。この漁業法の改定は、なぜ行う必要があるんで

しょうか。立法事実を示す資料を、六日の閣議決定、私たち会派でレクチャーを受けました、その

の答弁と同じ思いでありますけれども、御指摘の報道は承知をいたしております。今も、資料で

拝見もさせていただきました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、どのような方がモニ

ターカーになつていてるかなど、具体的な調査方法を私

自身承知をしておりませんので、この報道機関が独自に行つた調査であり、コメントをすることは

差し控えたいと申し上げさせていただきました。

その上で、先ほども申し上げましたけれども、

繰り返しになり大変失礼かと存じますけれども、我が国の農業は、人口減少に伴うマーケット

の縮小ですか高齢化の進行、耕作放棄地の増加など大きな曲がり角に立つております。その活性化は待ったなしの課題だと私どもは認識をいたしております。

この認識のもとに、農政全般にわたる改革を行つてまいりました。その結果、生産農業所得が過去十八年で最高となり、四十代以下の新規就農者が四年連続で二万人を超えるなど、着実に私は成果があらわれてきていると思っております。

引き続き、農業者の皆様と真摯に向き合います。さらに、改革の内容も丁寧に説明をいたしました。区画漁業への民間参入とか漁業の優先順位の廃止であるとか、こうしたことについて漁業協、漁民の理解は得られていると思っておられますか。その一点だけお答えいただきたいと思います。それは大臣に対してお願いします。それは大臣に対してもお願いしたいと思いま

す。説明会じゃないから。大臣です。

○武藤委員長 申合せの時間が経過しておりますので、大臣簡潔にお願いいたします。

○吉川国務大臣 漁業法の改正案の取りまとめに当たりましては、これまで、地方説明会などさまざまの機会を通じて、漁協や漁業関係者の意見交換を行つてきました。その法案の内容につきましても、全国漁業協同組合連合会や大日本水産会等の全国団体の理解もいただいていると承知をいたしております。

○田村(貴)委員 そのことは、はつきりさせていただきます。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

今国会も農林水産委員会でお世話をになります。

引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○武藤委員長 次に、森夏枝君。

吉川大臣、御就任まことにおめでとうございま

す。大臣に御就任されて初めての党の部会におい

て、吉川大臣は、災害対策と通商政策、水産改革を課題に挙げ、御自身の言葉で五分以上思いを話されましたとお聞きをしております。

私は、特別委員会の方も、希望どおり、災害特

と震災復興特に所属が決まりました。国内で災害が頻発する中、被害に遭われた地域の迅速な復旧

も、余りにも拙速です。この短い会期中の間に漁業のあり方を全面的に変える、こういうやり方は断じて認められません。

一点、伺います。

生産者の理解は得られているんでしょうか。漁民の声を聞け、漁協の役割を演してくれな、こ

ういう声を私はあちこちでいっぱい聞いてまいります。

も、余りにも拙速です。この短い会期中の間に漁業のあり方を全面的に変える、こういうやり方は断じて認められません。

復興に向け、私も取り組んでいきたいと考えております。

それでは、質疑に入らせていただきます。

まず初めに、農林水産関係の被害状況について伺います。

九月六日には、大臣の御地元の北海道で震度七の地震が起き、農作物や酪農に大変大きな被害が出ていると思います。

六月十八日の大阪北部地震でも大規模停電が起きました。大阪の友人、知人にも確認しましたところ、夜はコンビニに人があふれ、少しでも人のいる安心・安全な場所、情報が入る場所に多く人が集まり、異常な光景だったと話を聞いております。

平成三十年七月豪雨、台風二十一号、二十四号では、関西、四国、中国地方を中心に、農林水産関係でも、今までに経験のないような被害に見舞われました。

まず、平成三十年七月豪雨及び台風二十一号、二十四号について、政府で把握されている農林水産分野の被害額、またその内訳について、特にハード面についての被害を詳細にお聞かせください。

○小里副大臣　お話のとおり、ことしは、平成三十年七月豪雨、台風第二十一号、第二十四号など、大きな被害が頻発しております。吉川大臣を始め政務三役が全員で手分けをしまして、それぞれの被災地を訪問し、現地の状況の把握に努めてきたところをございます。

平成三十年七月豪雨では、梅雨前線によりまして、広い範囲で記録的な大雨となりました。ため池の決壊や林地の大規模崩壊等、中国、四国地方を中心にして、全国で農林水産業に甚大な被害が発生をいたしまして、現在までに三千二百七十三億円の被害額となつていて把握をしているところであります。

また、猛烈な風を伴った台風第二十一号、第二十四号では、全国で農業用ハウスの倒壊や果実の落果、高潮、高波による漁港の損壊など、農林水

産業に広域的に、かつ甚大な被害をもたらしました。台風第二十一号は、現在までに三百二十九億円、台風二十四号は、現在までに五百六十四億円の被害額となつていてあります。

農林水産省としましては、被災された農林漁業者の方々の不安を解消して、意欲を持つて一日も早く経営再建に取り組んでいただけますように、被災状況に応じ、緊急的な災害復旧や、被災農業者向け経営体育成支援事業等による農業用ハウスの再建など、きめ細かい支援対策を早期に決定をしたところであります。

被災された農林漁業者が営農意欲を失わないよう、支援を加速化させていく考えであります。

○森(夏)委員　小里副大臣、ありがとうございます。

大変な被害が出ていていると思います。政府として、しっかりと被災地の支援をお願いしたいと思います。

次に、先日の予算委員会で我が党の政調会長が発言をさせていただいたことを、再度、農林水産大臣に伺います。

大変な被害が出でてしまう可能性もあるのではないかと思います。災害が少しでも未然に防げるような努力が必要だと思います。災害が起こる前に被害を最小限に抑えられるような仕組み、また各自の御努力も必要かと思います。

先般、九千三百五十六億円の補正予算が成立しましたが、復旧復興費に七千二百七十五億円、昨年度予算では、災害復興の予算が一兆九千億円ついております。

吉川大臣は、今後の農林水産分野の災害に対して、農家の方々を始め国民と日本の農林水産業を守るために、被害を減らすための取組としてどのようにお考えをお持ちでしょうか。お聞かせください。

に対する事前の防災・減災対策というのは極めて大切なことであると存じております。

近年、御指摘をいただいておりますように、集中豪雨、大規模地震等による災害が大変多くなっています。その災害による被害を軽減するためには、今申し上げましたように、事前に防災、災害対策を取り組むことは、インフラ整備のコストを軽減する観点からも私は重要と考えているところでもございます。

平成三十年の七月豪雨あるいは北海道胆振東部地震によりまして、重要なインフラの機能に支障を来しました。国民経済や国民生活に多大な影響が発生したことから、現在、総理の指示に基づきまして、電力喪失等を原因とする致命的な機能障害を回避したり、自然災害時に人命を守るために機能を確保する必要がある重要なインフラを対象に、今、点検を行っているところでもございます。それを十一月末までに、点検結果など、さらに対応方策を取りまとめるなどといたしております。

この点検結果などを踏まえまして、排水機場等のインフラ施設の非常用電源設備の確保ですとか、あるいはため池の改良など、防災、減災、国土強靭化のための緊急対策を三年間で集中的に実施をして、災害に対して強靭な農山漁村をつくり上げてまいりたいと存じております。

○森(夏)委員　大臣、ありがとうございます。

災害のうち台風に関しては、発生をしてからお思っております。

吉川大臣は、今後の農林水産分野の災害に対して、農家の方々を始め国民と日本の農林水産業を守るために、被害を減らすための取組としてどのようにお考えをお持ちでしょうか。お聞かせください。

の大きさ等を踏まえ、未然に防ぐ対策の強化をお願いしたいと思つております。

例えば、台風直撃の前に少し早目に収穫をして冷蔵庫に保管をしておくことなどができます。保管のための冷蔵庫や非常用電源等の整備は必要だと思つております。

災害を教訓に、今後の取組に生かしていただきたいと思います。人命を守り、農作物を守るために、気象庁を始め各省庁との連携を更に強化していただき、また、必ず来る台風に対してもしっかりと備えていただきたいと思います。

次に、台風の個別の被害についてお伺いをします。

ことしの台風二十一号、二十四号で、倒木処理が全国で問題になつております。この倒木の処理については、通常の立木の伐採とは異なり、切断時はね返りや、伐採又は切断時の材が不安定であります。そのため、二次災害を起こしやすい条件にあるために、伐採するところでもござります。伐採をしても、専門家でないと伐採することが困難であるとお聞きをしております。

私の地元京都でも、今回は今まで例のない規模の倒木が、京都市、亀岡市、綾部市など京都府内全域で起きています。今までどのよう倒木の処理をしてきたのか伺いましたが、今回の台風のように広域な大災害は初めてで、経験のないことがあります。効率的に上の木から処理をしようとお聞きをしました。何段も木が重なつて倒れている上段の木から処理をしないといけないそうです。効率的に上の木から処理をしようとすると、倒れている木が崩れてしまつ危険性があるために、倒れている木を全部処理をしていかなければなりません。効率的に上の木から処理をしなければなりません。現状では、専門家も少ない中、処理対応が追いつかず、手つかずのままという状況です。

七月豪雨、台風十二号、二十号、二十一号、二十四号と、たび重なることしのようの大変難しいと思われるのを何度も耳にしました。このような災害が来年も起こらないとは言えません。時間はかかると思いますが、倒木処理を進め、今後に備える必要が

あるかと思います。

倒木の処理はどのように行っているのか。また、手つかずの倒木は今後どのようにされるのか。対策についてお答えください。

○牧元政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のように、ことしは、台風二十一号などによりまして、京都府などで大変大きな風倒木の被害が起きているところでございます。この風倒木の処理についてござりますけれども、これは森林整備事業によりまして、被害木の伐採、搬出と、その後の植栽に対して支援を行つてあるところでございます。既に、京都府の一部の市町村におきましては、森林組合等が被害木の処理に着手をしているというふうに承知をしてい

るところでございます。

また、そもそも、風害等の災害に強い健全な森林を育成するということ、水源涵養等の森林の有する公益的機能を發揮させていくことも大変重要だというふうに考えておりまして、このため、森林整備事業によりまして間伐、再造林等を推進しているところでございます。

引き続きまして、京都府、地元の市町村等と連携をいたしまして、これらの取組を推進いたしまして、森林の復旧整備を図つてしまいりたいと考えているところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

大変数が多く、私の地元でも手つかずのところもございますので、これもしっかりと対策を講じていただきたいと思います。

前国会で、私の地元選挙区である京都乙訓地域の放置竹林の問題も質疑させさせていただきました。向日市には竹の径というすばらしい絶景スポットがあります。行ってみたい新緑絶景ランギングで日本一となつたところです。その絶景の竹林も台風で倒れてしまつておりますので、また政府の力もおりをして、一刻も早く復旧されますようお願いをしておきたいと思います。

次に、園芸施設共済について伺います。

大臣が記者会見で、大阪で保険加入のばらつきがあるとお話をされておりました。京都での加入率は四割のことです。なかなか掛金を支払うのが大変かと思いますが、やはり、こういう事態が重なりますと、そして今後の災害の可能性も考え

ますと、加入していくことがよいかと思つております。もちろん強制するわけではございませんが、自己努力を促し、その努力を国や自治体で支えていくというあり方が望ましいのではないか

でしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

そこで、今後、園芸施設共済の加入促進に関して、国としてどのように取り組まるのか、お聞かせください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、自然災害が多発する中で、事前に農業者の皆様が災害に備えていただくという観点から、園芸施設共済に加入していただくことは極めて重要であると考えております。

これまで、利用者が加入しやすい仕組みにする

ということで、補償内容の充実等も行ってまいりました。また、ことからは、共済金の支払いを受けなければ掛け金が下がる、自動車の保険のような仕組みを導入いたしまして、なるべく掛け金の負担についても軽減するような仕組みを導入しているところでございます。また、加入促進という観点からは、実行しております農業共済団体による全ての未加入者への戸別訪問、こういうことに取り組んできているところでございます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

現在、これは政府全体で、外国人材、今回の新規就業者がいらっしゃるとお聞きをしました。毎年二千人の新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

○森(夏)委員 お答えください。

現在、これは政府全体で、外国人材、今回の新規就業者がいらっしゃるとお聞きをしました。毎年二千人の新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

これまで、外国人材、今回の新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

うふうに考えてございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

しっかりと対応していただいているそうなので、これからもお願ひしたいと思います。

最後に、入管法に関する質問をさせていただき

ます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

通常国会でも、担い手不足の問題や若者の育成についても何度も質問をさせていただきました。受入れを希望している十四業種に農業と漁業が入っております。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

そこで、在留資格、特定技能について、受入れを希望している十四業種に農業と漁業の受け入れが必要であることは理解をしておりますが、今回の受入れは最大四万七千人とのことです。ですが、農業、漁業の分野ではどのくらいの人数が不足していると懸念をし、どのぐらいの希望や要望があるのか、教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

また、漁業従事者に関しては毎年二千人弱の新規就業者がいらっしゃるとお聞きをしました。毎年二千人の新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたしま

るところです。また、ことからは、共済金の支払いを受けなければ掛け金が下がる、自動車の保険のような仕組みを導入いたしまして、なるべく掛け金の負担についても軽減するような仕組みを導入しているところでございます。また、加入促進という観点からは、実行しております農業共済団体による全ての未加入者への戸別訪問、こういうことに取り組んできているところでございます。

○大澤政府参考人 お答えいたしま

るところです。また、ことからの新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたしま

るところです。また、ことからの新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたしま

るところです。また、ことからの新規就業者がいても目標数や要望に足りないのでしょうか。あわせて伺います。

三つ目のポイントとしては、人手不足の解消のために、政府といたしましても、先端技術の活用でありますとか、新規就農者に対する支援でありますとか、いろいろ取り組んでおりますけれども、現場において雇用労働自体の需要が非常に増加しておりますので、その需要増に対応し切れていらないということがあろうかと思っております。

そういう状況でございますので、外国人材、外国人技能実習生等の活用が現在増加しております。最終的な数字につきましては近々お示ししたいと思っておりますけれども、いずれにしろ、即戦力となる外国人材のニーズは極めて高いものというふうに認識しております。

○長谷政府参考人 漁業就業者の確保につきましては、就業希望者が経験ゼロからでも就業、定着できるよう、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援しております。毎年千九百名程度の新規就業者を育成、確保してきたところでございます。

しかししながら、平成二十九年の漁業就業者数は、就業希望者が経験ゼロからでも就業、定着できるよう、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援しております。毎年千九百名程度の新規就業者を育成、確保してきたところでございます。

○森(夏)委員 現場で何人足りないのかという把握はしつかり必要だと思っております。

最後の質問に移ります。

このため、農林水産省としては、引き続き、新規就業者の育成、確保に向けた取組を着実に支援するとともに、水産改革の取組を通じて、漁業を若者にとってやりがいのある魅力的な業種にしていくこと等によりまして、将来の我が国の漁業を担っていく国内人材の確保を目指していくこととしておりますけれども、なお人手不足の状況を直ちに改善し解消することは困難であると考えているところでございます。

○森(夏)委員 現場で何人足りないのかという把握はしつかり必要だと思っております。

最後の質問に移ります。

畜産、養畜関係の作業員が有効求人倍率二・八倍、それから漁船員は一・五一倍というような状況にございます。

○森(夏)委員 現場で何人足りないのかという把握はしつかり必要だと思っております。

最後の質問に移ります。

外国人技能実習生の失踪に關してですが、農業従事者が一番多いという御説明を受けておりますが、農業関係の技能実習生の失踪者数は把握をさ

規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その登録の申請を却下することができる。

第八条第一項中「があつたときは、第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号」を「を受理したとき（前条第一項の規定により申請の補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われたとき）は、遅滞なく、第七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「二月間、前条第一項」を「三月間、第七条第一項」に、「供する」ともに「農林水産省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方により公表しなければ」に改める。

第十条第一項第一号中「による公示に係る登録の申請がされた後」を「により登録の申請が受理された後（第七条の二第一項の規定により申請の補正をすべきことを命じた場合にあつては、その補正が行われた後）」に改める。

第十二条第一項中「があつた場合（第八条第一項に規定する場合を除く。）」を「を受理した場合」に、「同条」を「第七条の二」に改める。
第十三条第一項第一号イ中「と当該」を「が、当該」に、「とが異なる」を「に適合していない」に改める。

第十五条第二項中「第七条から」を「第七条第一項から第三項まで、第七条の二から」に、「前項第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、「同条から」を削り、「同条、第九条」を「第九条まで」に改める。

第十六条の見出しを「(特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六条の登録を受けた生産者団体（前条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）は、第十二条第一

二項第一号に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

二 生産行程管理業務規程で定める生産行程管 理業務の実施、日報等の提出の事成

生産が締約国（第二十三条第一項に規定する締約国）へ、ントモ行つしこ二三、一にて、。

臣等の生産者たるが前項の申請書をうつし、外で行なれた」とするに改める。

する」とことを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合している

農林水産大臣は、前項の規定による承認をし
たき。

たときは、申請登録生産者団体に対し、その旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項であるのは前項】を「農林水産大臣は、第一四二条第二項各号」に、「第二十四条から前条まで」

項を公示しなければならない。
第二十一条第一号中「第四条」を「第四条第一
二」から前条までの規定による手続を終えたとき
とあるのは」に、「の規定による指定の変更に係

項に改める。
第二十二条第一項第一号ニ中「又は」を「若し
ある」を「輕微な」に、第二十四条、第二十五

（は）に改め
（麥更の）登録の下に又は第十一項の承認を加え、同二項中
八十三条の二第二項（第一号に係る部）を限ることとする。但し
二十四条第一款及び前条の規定による農林水産大臣は第
一条及び前条と同項を農林水産大臣は第
二十五条第一款及び前条の規定による農林水産大臣は第
二十四条第一款及び前条の規定による農林水産大臣は第

前条第一項第一号を「第七条第一項第一号」に改める。

の構成員たる生産業者」、「に係る特定農林水産物の登録生産者団体」という。以下「登録生産者団体」とある。項第二号中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは軽微な場合以外の場合にあつては「第二十四

本小水道等」と読むべきである。第三十一条第一項中「若しくは第三項又は第四条第一項を「又は第四条第二項」に改める。

「とする」を「と、同項第四号中「登録の日」とあるのは「指定の日」と、「経過する日以後は、」を「に限る」に改める。

該農林水產物等の生産地の全部が当該特定農林小產物等の生産地内にある場合であつて、当該農（施行期日）附則

林水産物等に当該特定農林水産物等との混同を防ぐのに適当な表示がなされている」とあるのは、第一條 この法律は、経済上の連携に関する日本と歐州連合との間の協定の効力発生の日から

経過しない場合であつて、当該農林水産物等の施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布

の日から施行する。

(特定農林水産物等の登録の申請等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第六条の登録又は同法第十五条第一項若しくはこの法律による改正前の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（次条第一項において「旧特定農林水産物等名称保護法」という。）第十六条第一項の変更の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録又は変更の登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

（特定農林水産物等の登録の取消し等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水産物等名称保護法第二十二条第二項において準用する旧特定農林水産物等名称保護法第八条第一項又は旧特定農林水産物等名称保護法第三十一条第二項において準用する特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十四条の規定による公示がされている場合における当該公示に係る登録の取消し又は指定の変更の手続については、なお従前の例による。

この法律による改正後の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（次条において「新特定農林水産物等名称保護法」という。）第二十二条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）の規定は、施行日後にした行為を理由とする登録の取消しについて適用し、施行日前にした行為を理由とする登録の取消しについては、なお従前の例による。

（地理的表示の使用制限の例外に関する経過措置）

第四条 施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第六条の登録に係る特定農林水産物等（同法第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。次項において同じ。）に

ついての新特定農林水産物等名称保護法第三条第二項第四号の規定の適用については、同号中

「登録の日前」とあるのは「登録の日（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）の施行の日（以下この号において「改正法施行日」という。）前にされた登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を當該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあつては、なお従前の例による。

（特定農林水産物等の登録の取消し等に関する経過措置）

2 施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十三条第一項の指定に係る特定農林水産物等に当該特定農林水産物等名称保護法第三十条の規定により読み替えて適用する新特定農林水産物等名称保護法第三十二条第二項第四号の規定の適用については、同号中「指定の日前」とあるのは「指定の日（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）の施行の日（以下この号において「改正法施行日」という。）前にされた登録に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を當該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあつては、なお従前の例による。

（商標法の一一部改正）

第五条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第七号中「次号」の下に「及び」を「特定農林水産物等名称保護法第六条の

登録に係る特定農林水産物等名称保護法第二条第二項に規定する特定農林水産物等（当該登録に係る特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された同条第一項に規定する農林水産物等を含む。次号及び第三号に

おいて「登録に係る特定農林水産物等」という。）又はその」に、「特定農林水産物等名称保護法第一条第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「商品又は商品の」を「登録に係る特定農林水産物等又はその」に改め、同項第三号中「商品に関する送り状」を「登録に係る特定農林水産物等に関する広告、価格表若しくは取引書類に地理的表示をして展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報」に、「展示する」を「電磁的方法により提供する」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

理由

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していた者等がこれらの表示を使用することを制限するとともに、広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年十一月五日印刷

平成三十年十一月六日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局